

# 選挙規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本助産師会（以下「本会」という。）の役員候補者の選出、定款第16条第3項に定める代議員及び定款第18条第1項に定める予備代議員の選挙に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮するため、本会に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、細則第2条に定める各地区からの推薦を受け、理事会により選出された選挙管理委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選定する。
- 4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、同一役職に引き続き就任する場合は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することはできない。
- 5 委員は理事および代議員を兼務できないものとする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、役員、代議員及び予備代議員、委員の改選に際し、その候補者の推薦・選挙に関する業務及び事務管理を行う。

- 1) 役員候補者の推薦については、第9条により行う。
- 2) 代議員及び予備代議員候補者の立候補及び推薦については、都道府県助産師会代表者から期日までに、定款に定めた員数の氏名の報告を受ける。推薦された候補者の意思確認は都道府県助産師会が行う。
- 2 委員会は、代議員及び予備代議員候補者の変更がないか選挙前に都道府県助産師会に再度確認する。
- 3 委員会は、都道府県ごとに候補者氏名を50音順に配列し、所属等を付記した代議員候補者名簿（予備代議員候補者を含む。）及び投票用紙を期日までに選挙人に郵送もしくは電磁的方法により通知する。

## 第3章 代議員及び予備代議員の選挙

(代議員の定員)

第4条 定款第16条第1項に定める代議員の定員は、選挙年の3月31日までに翌年度会費納入

が確認された正会員数によって定める。

(代議員選挙の投票と選出)

第5条 投票は、全正会員において行われ、無記名・信任投票の形式で行う。

- 2 投票は、委員会より送られた投票用紙に、不信任とする立候補者がいるときは投票欄に×印を記入し、12月第2水曜日までに委員会に到達することをもって行う。
- 3 不信任票数が当該選挙区の前年度末の有権者総数の2分の1未満の者を当選者とし、代議員となる。
- 4 委員会は、当選者を確定し、理事会に報告するとともに本人に通知する。
- 5 通常の投票方法が困難な場合は、選挙管理委員会が定めた方法により、電磁的方法による投票を実施することができる。
- 6 代議員は理事を兼務できないものとする。

(立会人)

第6条 開票する場所の近隣都道府県助産師会の正会員2名を開票時の立会人とする。

- 2 電磁的方法による投票を実施する場合は、立会人は不要とする。

(選挙結果の公表)

第7条 代議員の選挙結果は、第5条の手續完了後、直近の総会開催までに発行される機関誌に公表する。

## 第4章 役員の選挙

(役員の定数)

第8条 改選役員数については、定款第28条による役員の定数の範囲内で、役員改正年度の前年度総会にて決定する。

(役員の推薦)

第9条 選挙管理委員会は、役員の候補者の推薦を理事会、各都道府県助産師会、各専門部会から10月31日必着で受ける。

- 2 理事会は専務理事、常任理事、1人の医療職以外の監事の候補者を推薦できる。
- 3 都道府県助産師会は、会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事、(所属する地区の)地区理事、監事の候補者を推薦できる。
- 4 各専門部会は部会員の中から、専門部会担当理事の候補者を推薦できる。
- 5 選挙管理委員会は、推薦された候補者に立候補の意志を確認する。
- 6 役員候補者は選挙管理委員会に立候補の所信声明を提出する。それを選挙管理委員会は、会員に公示する。
- 7 専務理事、常任理事、専門部会担当理事以外の役員に自薦立候補しようとする者は、会員20名以上の推薦者の自筆署名捺印の上、選挙管理委員会に10月31日までに申し出る。但し、同一会員による同一役職候補者への定数を上まわる複数推薦は無効とする。

- 8 選挙管理委員会は自・他薦立候補者の一覧を選挙の1ヶ月前に公示する。
- 9 立候補者公示後、立候補者がやむを得ない理由で立候補を辞退し定員数に満たない場合、選挙管理委員会は、選挙予定2ヶ月前の場合、再度理事会、各都道府県助産師会、各専門部会を経て候補者の推薦を受ける。
- 10 推薦締め切りの10月31日時点で立候補者の総数が定員数に満たない場合は、選挙管理委員会は、再度理事会より11月30日までに候補者の推薦を受ける。この場合に限り、理事会は会長、副会長、専務理事、常任理事、総務担当理事、財務担当理事、1人の医療職以外の監事の候補者を推薦できる。

#### (役員選挙の投票と選出)

第10条 投票は、全代議員において行われ、無記名投票の形式で行う。

- 2 候補者が第8条における役員数を超えている場合は、選挙管理委員より配布された投票用紙に記載された候補者から理事の定数に応じて指定の記号をつけ、これを投票箱に投函しなければならない。
- 3 候補者が役員定員数以内の場合は、選挙管理委員より配布された投票用紙に記載された候補者に指定された方法で、信任か、不信任かの記号をつけ、これを投票箱に投函しなければならない。
- 4 2項の場合において、役員は代議員の得票数が過半数に達し、得票数が多い者から選出される。
- 5 3項の場合において、役員は代議員の得票数が過半数に達した者が選出される。ただし、定款に定める役員の定員数を下回った場合には、再選挙を実施する。

#### (選挙管理委員長による出席代議員の確認)

第11条 選挙管理委員長は、選挙開始の宣言に先立ち、出席代議員数を確認しなければならない。確認後、代議員の入退席は禁止する。

#### (委員の事務)

第12条 委員は、役員選挙において次の事務を行うものとする。

- 1) 代議員を確認し、投票用紙を配布すること。
- 2) 投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを第13条に定める6人の立会人に確認させ、投票場に適宜配置するとともに投票に立ち会って不正のないように監視すること。
- 3) 投票終了後、投票漏れのないことを確認し、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管すること。
- 4) 開票を次により行うこと。
  - ① 開票に先立ち、開票の任に当たるものを選任し、開票にあたらせるとともに、委員長の許可のある者以外は開票場の立ち入りを厳禁する。
  - ② 投票総数を確認する。

- ③ 有効投票と無効投票の分類を行う。
  - ④ 役員毎に投票の集計を行う。
  - ⑤ 集計後、投票用紙は、集計種目別に保管できるよう取りまとめる。
- 5) 委員長は、集計結果を一覧にして議長に提出する。
- 6) 選挙の経過を記録した選挙録を作成し、議長に提出する。なお、選挙録には、委員全員、議長および立会人 6 人が署名しなければならない。

(立会人)

第 13 条 選挙には、6 人の立会人を立ち合わせる。

- 2 立会人は、各専門部会の正会員から互選により 2 名ずつを基準として合計 6 人を選任する。

(無効投票)

第 14 条 次の投票は、無効とする。

- 1) 「日本助産師会の印」の捺印のある所定の用紙以外の用紙を使用したもの。
- 2) 候補者名あるいは指定の記号以外の記号で記載したもの。
- 3) 単記投票の場合に 2 名以上の候補者に記号を記載したもの。
- 4) 連記投票の場合に定数を超えて候補者名あるいは、記号を記載したもの。

(電磁的方法による投票)

第 15 条 通常の投票方法が困難な場合は、選挙管理委員会が定めた方法により、電磁的方法による投票を実施することができる。

(連記投票の場合の効力)

第 16 条 連記投票の場合、候補者名あるいは指定の記号の数が所定数に満たないときは、その数を有効とする。

(投票同数の場合の決定方法)

第 17 条 得票同数の場合は、議長が当選者を、抽選で決定する。

(当選者の報告)

第 18 条 委員長は、開票結果を、速やかに会長及び議場の代議員に報告しなければならない。

(当選者の公示)

第 19 条 前条の報告を受けた会長は、これを公示しなければならない。

## 第 5 章 雑 則

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 21 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 10 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 20 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 26 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 21 日より施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 13 日より施行する。

この規程は、2021 年 1 月 27 日より施行する。

この規程は、2021 年 9 月 21 日より施行する。

この規程は、2022 年 7 月 27 日より施行する。

この規程は、2022 年 11 月 30 日より施行する。

この規程は、2023 年 3 月 14 日より施行する。

この規程は、2023 年 4 月 26 日より施行する。

この規程は、2023 年 7 月 20 日より施行する。

この規程は、2023 年 9 月 21 日より施行する。

この規程は、2024 年 3 月 21 日より施行する。